



長野県報

11月8日(木)
平成30年
(2018年)
第3024号

目 次

告 示

都市計画事業の事業計画の変更認可（生活排水課）	1
公共測量の実施（建設政策課）	1
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定の解除（砂防課）	1
一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の改正（契約・検査課）	2
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	2
昭和61年選告示第66号（公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設）の一部改正（選挙管理委員会）	3

公 告

土地改良区役員の就退任の届出（農地整備課）	3
土地改良事業の施行に伴う換地計画認可申請結果の決定及び縦覧（農地整備課）	3
開発行為に関する工事の完了（2件）（都市・まちづくり課）	3
正誤（道路管理課）（2件）	4

告 示

長野県告示第585号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成30年11月8日

長野県知事 阿部 守一

1 施行者の名称

飯綱町

2 都市計画事業の種類及び名称

牟礼都市計画下水道事業 飯綱町特定環境保全公共下水道

3 事業施行期間

昭和6年12月9日から

平成36年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

長野県告示第586号

御代田町長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成30年11月8日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（1級基準点）

2 作業期間

平成30年10月17日から平成30年12月27日まで

3 作業地域

北佐久郡御代田町

建設政策課

長野県告示第587号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除します。

平成30年11月8日

長野県知事 阿部 守一

1 一部について指定を解除する区域の名称

西高木2

2 一部について指定を解除する区域

生活排水課

諏訪郡下諏訪町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第588号

一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の全部を次のように改正し、平成31年4月1日以降に付与する競争入札参加資格審査の申請から適用します。

平成30年11月8日

長野県知事 阿部守一

長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定並びに地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定により、長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等を次のように定める。ただし、業として当該契約に係る業務を営んでいる者以外の者にあっては、財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第2条に規定する予算執行者（以下「予算執行者」という。）が当該競争入札の条件として定めるところによる。

（競争入札参加資格の種類）

第1 競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）は、次の各号に掲げる契約の種類ごとに付与するものとする。

- (1) 製造の請負
- (2) 物件の買入れ
- (3) その他の契約

2 競争入札参加資格は、前項各号に掲げる契約の種類ごとに次の各号に掲げる等級に区分するものとする。

- (1) A（契約予定金額の制限なし）
- (2) B（契約予定金額1,000万円未満）
- (3) C（契約予定金額300万円未満）

3 予算執行者は、前2項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、弾力的な競争参加を認めることができる。

（競争入札参加資格の申請に必要な要件）

第2 競争入札参加資格の申請をすることができる者は、次の全てに該当しない者でなければならない。

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に掲げる者で、競争入札に参加することを停止された期間を経過しないもの
- (3) 前号に掲げる者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (4) 都道府県税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者（個人にあっては、都道府県税並びに消費税及び地方消費税並びに個人住民税を滞納している者）

- (5) 営業に関し、許可又は認可を必要とする場合においては、これを得ていない者
- (6) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者
- (7) 申請の日において、労働保険、厚生年金保険又は健康保険に加入していない者（加入義務のない者を除く。）
（競争入札参加資格の審査）

第3 競争入札参加資格の審査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 競争入札参加資格の申請をする日（以下この項において「申請日」という。）の属する事業年度の直前の事業年度における年間売上高
 - (2) 申請日直前における資本金（個人にあっては、元入金）の額
 - (3) 申請日までの営業年数
 - (4) 申請日における事業に従事する従業員の数
 - (5) 申請日直前の決算における流動比率
 - (6) 申請日直前の決算における製造設備の額（製造の請負の競争入札参加資格の審査を申請する者に限る。）
 - (7) 申請日における次の状況（長野県内に本店を有する者に限る。）
 - ア 品質確保の状況
 - イ 環境配慮の状況
 - ウ 障がい者の雇用の状況
 - エ 労働環境の状況
 - オ 地域貢献の状況
- 2 前項に基づく審査の基準等は、別に定める。

契約・検査課

長野県飯田建設事務所告示第19号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成30年11月22日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般的縦覧に供します。

平成30年11月8日

長野県飯田建設事務所長 坂田浩一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長沢田村線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡豊丘村神稲6700番の2地先から下伊那郡豊丘村神稲6700番の2地先まで	旧	m 8.5~15.6	km 0.0277
同上	新	m 12.8~16.8	km 0.0277

道路管理課

選告示第75号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により報告があったので、昭和61年選告示第66号（公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設）の一部を次のとおり改正します。

平成30年11月8日

長野県選挙管理委員会委員長 永井順裕

表中

茅野市文化センター	茅野市宮川4552番地2	茅野市選挙管理委員会
-----------	--------------	------------

を

茅野市中央公民館	茅野市宮川4552番地2	茅野市選挙管理委員会
----------	--------------	------------

に、

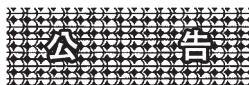
佐久市浅間会館	佐久市大字岩村田543	佐久市選挙管理委員会
---------	-------------	------------

を

茅野市市民活動センター 佐久市浅間会館	〃 塚原二丁目5番45号 佐久市大字岩村田543	〃 佐久市選挙管理委員会
------------------------	-----------------------------	-----------------

に改める。

選挙管理委員会



農地整備課

公告

長野県埴科郡坂城町土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成30年11月8日

長野県長野地域振興局長 吉澤 猛

理 事

新 任

氏 名 住 所
竹内利夫 埼科郡坂城町大字坂城9491番地

重 任

氏 名 住 所
池田満男 埼科郡坂城町大字坂城6535番地3
小林亮 埼科郡坂城町大字坂城5963番地3
柳澤善昭 埼科郡坂城町大字坂城2348番地
柳沢謙樹 埼科郡坂城町大字坂城7150番地2
池田俊二 埼科郡坂城町大字坂城6557番地1

退 任

氏 名 住 所
柳澤敏明 埼科郡坂城町大字坂城9580番地

監 事

重 任

氏 名 住 所
中沢誠一 埼科郡坂城町大字坂城6283番地1
天田和幸 埼科郡坂城町大字坂城9426番地1

公告

伊那市による清水端地区第2換地区の土地改良事業の施行に伴う換地計画認可申請は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成30年11月8日

長野県上伊那地域振興局長 堀田文雄

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成30年11月9日から平成30年12月7日まで

3 縦覧の場所

伊那市役所

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成30年11月8日

長野県長野建設事務所長 新家智裕

1 許可番号

平成30年10月15日 長野県指令30都第29-5号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字小河原字新田組沖3977-2、3977-3、3977-6